

「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針

お客さまへのお知らせ

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当代理店の金融商品の勧誘方針を次のとおり定めておりますので、ご案内いたします。

- ・保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めてまいります。
- ・お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めてまいります。
- ・お客さまの商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客さまに適切な商品をご選択いただけるよう、お客さまのご意向と実情に沿った説明に努めてまいります。
- ・市場の動向に大きく影響される投資性商品については、リスクの内容について、適切な説明に努めてまいります。
- ・商品の販売にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮いたします。
- ・お客さまに関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理いたします。
- ・お客さまのご意見、ご要望等を、商品ご提供の参考にさせていただきよう努めてまいります。
- ・万一保険事故が発生した場合には、保険金のご請求にあたり適切な助言を行うよう努めてまいります。
- ・保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めてまいります。

『代理店の権限、及び告知の受領について』

<損害保険について>

当社は乗合損害保険会社との委託契約に基づき、保険契約締結の代理権を有しております。従って、当社にてお申込みいただき、有効に成立したご契約は、保険会社と直接契約されたものとなります。また、当社は告知を受ける権限(告知受領権)を有しております。お客様に告知いただいた保険申込書(告知書)の記載内容が事実と異なる場合、ご契約が解除・無効になることや、保険金をお支払できないことがございますので、正しく告知いただきますよう、お願いいたします。

<生命保険について>

当社は、乗合生命保険会社との委託契約に基づき、保険契約締結の媒介を行います。保険契約締結の代理権を有しておりませんので、お客様からの保険契約の申込に対して保険会社が承諾した時、保険契約が有効に成立します。また、当社は告知を受ける権限(告知受領権)を有しておりません。告知受領権は、保険会社、及び保険会社が指定した医師だけが有しております。保険会社社員・当社社員・生命保険面接士・保険会社の指定する以外の医師に対して口頭でお話しされただけでは告知したことにはなりませんので、所定の告知書に正しく告知いただきますよう、お願いいたします。